

## 処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 文化・観光局 観光課

法令名	通訳案内士法	法令番号	昭和24年法律210号			
手続名	全国通訳案内士の登録の取消し等	根拠条項	第25条			
処分基準	通訳案内士法第25条及び通訳案内士施行規則第22条による。					
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	観光課	交付機関	観光課	目次 No.